

平成 24 年 8 月

農林水産省消費・安全局

## BSE 関係飼料規制の実効性確保の強化（23 年度）

BSE 関係飼料規制については、平成 17 年 5 月の食品安全委員会による「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価」において、飼料規制の実効性確保の強化として、①輸入飼料に係る交差汚染の防止、②販売業者における規制の徹底、③牛飼育農家における規制の徹底及び④製造段階における規制の徹底が答申されたことを踏まえ、毎年度、飼料規制の実効性を食品安全委員会に報告。

23 年度の状況は以下のとおり。

## 1 輸入飼料に係る交差汚染の防止

輸入業者からの届出により、輸入配混合飼料の原料に反すう動物由来たん白質が使用されていないことを確認するとともに、23 年度に輸入された飼料 35 点（別表 1）について、（独）農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）で検査・分析を実施したところ、異常は認められなかった。

## 2 販売業者に対する規制の徹底

都道府県は、販売事業場（飼料又は飼料添加物の販売事業場数：14,494）に対する検査を 23 年度に 595 件実施し、法令違反につながる可能性のある不適合（以下「不適合」という。）17 件。なお、不適合の内容は、表示の不備 3 件及び保管等における取扱いの不備 13 件並びに帳簿の備え付けの不備 1 件（別表 2）。

## 3 牛飼育農家に対する規制の徹底

都道府県は、牛飼養農家（牛飼養農家数：90,600 戸）に対する検査・指導を 23 年度に 2,515 件実施し、不適合 7 件。なお、不適合の内容は、保管等における取扱いの不備 7 件（別表 2）。

また、地方農政局は、牛飼養農家（牛飼養農家数：90,600 戸）における飼料の使用実態調査を 23 年度に 1,410 件実施し、規制されている動物性飼料の給与事例は認められなかった。

#### 4 製造段階における規制の徹底

FAMICは、飼料等製造事業場（飼料等製造事業場数：2,962）に対する検査・指導を23年度に346件実施し、不適合12件。なお、不適合の内容は、表示の不備9件及び帳簿の備え付けの不備3件（別表2）。

都道府県は、飼料等製造事業場（飼料等製造事業場数：2,962）に対する検査・指導を23年度に113件実施し、不適合5件。なお、不適合の内容は、表示の不備3件及び帳簿の備え付けの不備2件（別表2）。

#### 5 改善措置

2～4の不適合事例については、FAMIC及び都道府県が業者等及び農家に対し、

- ① 帳簿の適切な整備
- ② 適切な表示
- ③ 牛等への給与飼料と鶏・豚等給与飼料の区分保管等の徹底

などの改善指導を行っている。

## ○ 平成 23 年度 輸入飼料検査対象

飼料の種類	採取点数
混合飼料	(30点)
米国産	18点
中国産	5点
台湾産	2点
韓国産	1点
オーストラリア産	1点
デンマーク産	1点
ドイツ産	1点
フランス産	1点
単体飼料	(5点)
台湾産 発酵大豆油かす	1点
カナダ産 フミン酸	1点
カナダ産 海草粉末	1点
デンマーク産 乾燥酵母細胞壁	1点
イタリア産 酵母	1点
合 計	35点

注：輸入魚粉は動物検疫所が検疫を行っており、輸入魚粉から魚介類以外の動物由来たん白の混入が認められた場合は輸入停止措置を講じている。

## 販売業者等における不適合事例（平成23年度）

## 販売業者

該当する不適合事例の種類		概要(是正措置等)
表示の不備	(3件)	A飼料の表示がない
飼料等の保管、輸送等における取扱いの不備	(13件)	A飼料*1とB飼料*2の保管場所の区分が不明確 (包装された飼料であり、交差汚染はない。)
		A飼料とB飼料の同時受け入れ・出荷 (包装された飼料であり、交差汚染はない。)
		車両等にA飼料専用の標識がない (取扱いはA飼料のみ)
帳簿の備え付けの不備	(1件)	一部記載漏れ

## 反すう動物飼養農家

該当する不適合事例の種類		概要
飼料等の保管、輸送等における取扱いの不備	(7件)	A飼料に覆い等をしていない (保管場所は区分されており、交差汚染はない。)
		反すう動物飼育場近辺でのペット(猫)への給餌

## 製造業者(FAMIC)

該当する不適合事例の種類		概要
表示の不備	(9件)	表示票の添付なし、一部記載漏れ
帳簿の備え付けの不備	(3件)	一部記載漏れ

## 製造業者(県)

該当する不適合事例の種類		概要
表示の不備	(3件)	一部記載漏れ
帳簿の備え付けの不備	(2件)	一部記載漏れ

※1:「A飼料」とは、飼料等及びその原料のうち、農家において反すう動物(牛、めん羊、山羊、及びしかをいう。以下同じ。)に給与される又は可能性のあるものとして動物由来たん白質が混入しないように取り扱われるものをいう。

※2:「B飼料」とは、飼料等及びその原料のうちA飼料以外のものをいう。

(出典:反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン(平成15年9月16日付け15消安第1570号農林水産省消費・安全局長通知))